

旬刊



毎月二回一日一五五発行
定価 一冊五十四錢
廣告 一行一圓五十錢
場所 指定一四四
編者 藤野野矢
印刷 藤野野矢
行 藤野野矢

労働組の現状

發足を止めた姿

我が國の労働組は自由黨と組も早々解決の途に進ま
同時に全國労働組を擧げて發ん事を我が社は祈る
足し西進東歩する所に火の
手を見せ誠に活潑なる運動
を續けた事は既に何人も周
知の至りだが、就中國鐵勞
組、逓信労働組の如きは實に
本腰的運動に入りや、もす
れば争議の準備に入つた
の世評もあり日本に労働組
の動きは何れの海洋に向つて
どんな形で進むか、文明米
國二大労働組よりメッセー
を送られた程の前途をあら
ぶまれたが此程愈々機運に
乗り労働組の要求も新日本建
設する上に國民生活の安定
を織込むの外ならず、依て
全面的とは行かないが要求
の大部分を認め茲に解決の
途に乗り出した事は日本勞
組の代表的國鐵、逓信の二
大労働組の進を視て全國各勞

縣市町村議員の任期延期

突然任期延期の二石投込む
地方議員所謂縣議八月卅
の遺憾無きを期すべし

暗礁に乗り上げた

湯本町長公選

石城郡湯本町では元町長矢炭礦派の人物に非ざれば
吹庄次氏退職後町長代理と當選困難と云はれて居る、
して渡邊長作氏を押し居今度公選の本尊様は町民派
りたるも今回民主町長を擧ぐ此問題は炭礦派に
げ可く公選を行ひたるも投票力有るかは局外者の遠く
票者全町民總數の半數も知らざる處だが何れにして
く止む無く第一回公選無効も會社派に町民派と對立し
の大部分を認め茲に解決の途に乗り出した事は日本勞
組の代表的國鐵、逓信の二大労働組の進を視て全國各勞
力に左右され何れの町長も名實の相合はざる公選であ

るまいか歴史的に視ても湯
本町へ入込みて事業を爲す
炭礦會社は町民の意に應じ
公選の名稱を明かにすべき
であるまいか

石城郡

内郷町は

別世界か關商品の陳列
去る七月十五日三百十一號
公布以來平市の關市の姿を
消すと同時に平市全商店は
亦關商品の一品も店頭に無
くよく聯合國の指令を則り
正に平市の文明的商店振り
は中央に鎮座する聯合軍最
高司令官マッカーサー元帥

日本政府の精儀は偽

からくり日本の正体

引續く戦犯裁判の調べた實東京裁判へ出席された滿洲
言を一般國民に新聞やラヂ國薄儀氏の陳述より現はれ
オを通じて報導して居るがた日本のからくり正体全く
日本政府や軍政指導者の過目も當てられぬ非人行爲で
去を表明らかにされたあある、其慘虐振りは細文要
の日本政府や軍政指導者の過目も當てられぬ非人行爲で
去を表明らかにされたあある、其慘虐振りは細文要
の日本政府や軍政指導者の過目も當てられぬ非人行爲で
去を表明らかにされたあある、其慘虐振りは細文要

三百十一號

法則に

織込まれた公衆衛生
部の甚だ急なるを告ぐ
今般聯合軍最高司令部より
日本政府に對し指令の三百
十一號法則の(七七)九月二十
二日公衆衛生對策(八)十一
月二十一日日本に於けるチ
ブス豫防取締に關する件
此(七七)は甚だ急を要
するものにて尙最も重視す
べき件にて各市町村に於て
は取敢ず實行に移す事とな
り何れの市町村も年度總豫
金の三分の一と云ふ大資金
を投じ在來の日本衛生を實
行する事になり本月より衛
生區長の下に副衛生區長を
置き正副區長は毎日市町村
所謂善が區内を巡回して
衛生實体に當り傳染病の大
所有國日本衛生を實体的に
美髮し聯合國の占領目的を
遺憾なくらしむる様務めら
れたい

重復した専賣局

鹽たばこの官民兩專賣

近頃日本國も民主主義發足さしめた方が國家將來の爲の第一足を踏み出したものであり又國民生活の前途も

保證出来るのであるまいかと寄々國民の聲がたかい、最も國民に任せれば役人の追放者も出來たらうが役人も人間である限り増産事業の動らうに振り向けたならばどうかと思ふ

多額納税議員互選

資格者の顔振れ

九月七日を期して執行される、二百十日を期して執行される、多額納税議員の互選資格者は完全に迎ひる日定となつた。縣下で僅に百名だが此の資が小名演劇候所の話しを聞かざるは必ず要用に間に合ふので國民は大悦びで政府專賣所は國民から信用無の人格を論ずるなら戦争犯二百十日は無事である事を氣配の模様を見て今年も縣東部濱三郡所謂七濱を通かである、斯の如く資格者先ず之れで稲作は大体農作する生産量は殆ど政府專賣所生産の三倍に及ぶとの事を持つ重大なる多額納税議員を地方の割當て一反四百貫の目下の物資不足の現在では國民の一般は國民專賣所が選出する大権者として一任供出は不可能に近いある爲め生命を續け動らうする事は全く厄研も甚だしに馬力を出して居るとの事何とか日本選挙法を改正して國民一般の聲が政府が專賣の權利ばかり取上生産も出た來ず國民に迷惑かけ居るなら寧ろ國民專賣所に全部一任して民主主義專賣所一本立と爲し國民に満足と興へ眞の民主平和なる生活を爲

第一次

貯金の申告

第二次貯金の申告は第一次の全部の内現在三千圓以上の貯金高残りあるものは最終日九月十日迄に申告しないと無効になる御注意下さい

無事か

二百十日も

平市民のうはさ
火葬料高すぎる
水葬か土葬にする

來たる八月二十日箕輪村高野の松野祭氏の父久作氏死亡の時平市役所よりの火葬場番人正木氏に火葬方を頼みたるところ燃料代二十三圓外に手間三十四圓合計五十三圓要求され之を支拂ひ父の火葬を依頼したこの事外にも此の種の者澤山あるとの事實だが平市の火葬料は源則規定金無く人に依て火葬料金の相違あるのか何れにしても火葬料金五十三圓も要する時貧乏者は水葬か土葬にするの外なしと市民は寄々の噂だ、市當局は正木氏を番頭に使ひ火葬の開始したのか

中村町原釜漁業部

山上村亞炭

柿原金市

自宅 中村町

元警察署前

平市警察署前

高木代書事務所

自宅 平市小太郎町

石城銀行組合

平運輸株式會社

大黒屋商店
電話一六六番

なかや洋服店
電話二〇三番

強口唯七郎
電話二八二番

江川屋

釜屋商店
電話九番九九番

山光堂商店
電話五五〇番

佛具品
佛位壇
佛金物類
造花調製

佛具品
佛位壇
佛金物類
造花調製

佛具品
佛位壇
佛金物類
造花調製

佛具品
佛位壇
佛金物類
造花調製

佛具品
佛位壇
佛金物類
造花調製

佛具品
佛位壇
佛金物類
造花調製

佛具品
佛位壇
佛金物類
造花調製

終戦後の盆踊

化粧に懸賞付で

東北地方は昔より盆の行事三夜共實に盛大を極めたりとして何れの町村も宇蘭盆内郷町は昔より盆踊は平市には盆踊會を催し居りしもへ出張するを行事として二戦争の爲め何年も永い間萬人位の内郷町氏は平へ出開催せざるも今年に戦死者張し其の消費金三萬圓以上の忠靈供養と豊作を見越しであり、然るに今年に懸賞以上の忠靈供養と盛大なる盆踊りの爲め一人も平の盆會を何れの町村も催したへ出さず依て三萬圓の消費金が發起となり懸賞開催以來のとして全町を挙げて悦んで居るが發起となり懸賞開催以來のとして全町を挙げて悦んで居る

平名物燈籠流 青年會組織迄延期

りろ主共も大馬力を以てこの話が此の會長は九月二出炭中なれば八九十の三ヶ十日頃には正式に出来るも月の出炭は必ず政府の要求のど見るが平青年會の前途に満足するものと期待され正に有望されて居る

國民健康保險の反對問題にて料金返戻受した

何れの町村も問題となり居る健康保險は小名濱町民は本腰的反對を起し町民舉げて料金引戻しの運動中が此の程保健所も寄附して料金全拂ひ戻した本人の小名濱町徳永秀男の實證的論を切つかけに町村何れも問題となるであらう、今後國民健康保險は問題と視されて居る

平市田町 旅館 末廣

電話四二二番 料理 合村

川部村 兒玉万平 代議士 星一

立憲養正會福島聯合會支部長

齋藤晃

石城郡小名濱町住吉 電話二二八〇番

佐藤幸太郎

平市中間町

錦町 金成通

平市々會議員

高橋亀松 山野邊義政 荻原義雄 大谷武雄

事務用品 紙製品文具 尾張屋商店

雨具 帆布 諸カバン 守山天幕屋 平市五丁目平醫院前

占領目的を阻む行為に付 三章二十一項目を擧げて 皆様に御知らせする

勅令第三百一十一號公布に就られその罰則としては十年の事項に示す占領目的を以下徴役七萬五千圓以下の阻む行為に付ては其の適用罰金均留著しくは科料に處罰拒絶に亘り而かも之せられる、今回の勅令に含が互の日常生活に撃がりまされてゐるマッカーサー司令を持ち平素吾々の生活状態の指令は次の二十一項目に於て差程重大なる事案とてこれは直ちに英文及日本思はれざる程のものだが些文で官報に發表される細ある不注意の結果圖らず一、昭和二十年九月三日の事案を惹起し之に抵觸するの虞なしとせず、深く戒心を要すべきことと思はれるので例へば食糧管理法違反行為等、管下住民全般に此の趣旨を漏れなく周知徹底せられ勅令に違反する吾社は國民の御留意と御配慮を願ひたい、

一、聯合國最高司令官の日本政府に對する指令に違反する行為
二、其の指令を施行する爲めに聯合國占領軍の軍團師團など各級司令官の命令に反する行為
三、指令を履行する爲めに日本政府の發する法令に違反する行為の三が擧げ

九、二十年九月十三日の國家の保證保護監督並に公布の廢止に關する件
十、十月二十五日の日本傷夷軍人撤去の件
十一、昨年十一月十八日の商業及民間航空に關する件
十二、六月二十二日水産業地域擴張の件
十三、昨年十一月十六日非民主義映畫の除去に關する件
十四、一月二十八日映畫檢閱の件
十五、三月十七日宣傳用被服物沒收に關する件
十六、六月二十一日の日本への家畜輸入に關する件
十七、九月二十二日公衆衛生對策に關する件
十八、十一月二十一日日本に於けるチブス豫防取締に關する件
十九、十一月二十七日進駐軍より民間當事者宛供出される醫療、齒科、獸醫、罹災療配給使用に關する件
二十、六月十二日ドイツ國人を現家屋から立退ける件
二十一、五月七日引揚に關する件

以上は例示をしたに過ぎないが右例示以外に該當項目もあり更に今後公布されるものもあるから列記項目は全くの例示に過ぎない旨注意しなす
昭和二十一年七月十五日から施行するものとす

福島縣下の 傳染患者

驚く勿一萬七千以上と聞く皆民擧げて衛生に注意を要す
近年に見ざる引續の炎天に依り溜水と共に流川に到る迄で水が腐敗し飯料水は勿論浴場水の腐敗も亦恐る可き病となる、之は水浴場の微菌が外に附着し外部より弱肉に入り追々病氣を發生する恐れあるとして縣衛生課は腐れ浴場に注意を縣民に呼びかけて居る此れより視ても平市新川の如き腐水に子供等の水浴は親が注意すべきだと思ふ

文藝

あらをかし
穴居時代に日本も變り四方の山々穴ばかりあらをかし

勞組は職場倒と倒した後はどこに職場を求むるか
あらをかし
日本國民魂のようた餌を捜して山を屈る
平水工業有限會社
社長 猪狩庄平
専務 柴田徳二
平市佃町
電話七七四番

平市三丁目
日本勸業銀行平支店
電話三六八番

平市四丁目
東邦銀行平支店
電話一〇八番

平市二丁目
平庶民金庫
電話四九三番

平市二丁目
關内正一
電話一六番

平市田町
蓮沼龍輔
電話五六四番

平市田町
野崎滿藏
電話二番

石城郡各學校長會